

2-202-2

評価書案に係る見解書

～（仮称）馬込車両基地車両工場建設事業～

平成13年2月

東京都

1. 事業者の名称及び所在地

名称： 東京都
代表： 東京都知事 石原 慎太郎
所在地： 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名称： (仮称)馬込車両基地車両工場建設事業
種類： 工場の変更

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、都営浅草線及び都営大江戸線の車両検査を実施するために、馬込車両基地に、新たに検査施設(以下、「新車両工場」という。)を増設するものである。
本事業の内容の概略は表3-1に示すとおりである。

表3-1 事業の内容の概略

項 目	新車両工場	既存検車庫
所 在 地	東京都大田区南馬込6-38-1	
用 途 地 域	準工業地域・一部第一種中高層住居専用地域	
敷 地 面 積	52,481.02㎡	
工場の建築面積	約5,800㎡	5,820.9㎡
工場の延床面積	約9,600㎡	5,910.9㎡
最 高 高 さ	約21m	11.0m
階 数	地上2階	地上2階
主 要 用 途	車両の検査・整備	車両の点検・検査・整備
工事予定期間	31ヶ月	—
供用開始時期	平成16年4月(予定)	—

3-1 目的

本事業は、平成 12 年に全線開通した都営大江戸線の車両工場の新設にあたり、馬込車両基地（大田区南馬込 6-38-1）内の施設を再配置し、浅草線・大江戸線の検査を行う「新車両工場」を建設することで、地下鉄車両の検修設備の統合を図ることを目的とする。

なお、工場の新設に伴い、現馬込車両工場（大田区西馬込 1-5-1）は廃止する。

3-2 内容

新たに建設する新車両工場の概要は表 3-2-1 に、増設・解体する建物の概要は表 3-2-2 に、事業計画図は図 3-2-1～3 に示すとおりである。

表 3-2-1 新車両工場の概要

項目	内容
敷地面積	52,481.02 m ²
建築面積	約 5,800 m ²
延床面積	約 9,600 m ²
最高高さ	約 21m
階数	地上 2 階
構造	鉄骨構造

表 3-2-2(1) 付帯施設の概要（増設）

	用途	棟数	構造 ^{注1)}	階数	延床面積 (m ²)	最高高さ (m)
増設	資材置場	1	S	1	約 125	約 3.5
	検車場付属棟	1	S	2	約 174	約 6.0
	廃棄物置場	1	CB	1	約 12	約 3.0
	危険物倉庫 ^{注1)}	1	CB	1	約 35	約 3.2
	倉庫等	6	S	1~2	約 180	約 3.0~約 6.0
	油水分離槽	1	—	—	—	—

注 1) 危険物倉庫は消防法に規程する名称である。

注 2) S:鉄骨造、CB:コンクリートブロック

表 3-2-2(2) 解体建物の概要





	用途	棟数	構造 ^{注1)}	階数	延床面積 (m ²)	最高高さ (m)
撤去	総合庁舎	1	RC	4	約 2,490	約 16.0
	食堂棟	1	RC	2	約 820	約 9.0
	格納庫	3	S	1	約 680	約 4.0
	倉庫等	7	S及びCB	1~2	約 760	約 3.0~約 8.0

注 1) RC:鉄筋コンクリート、S:鉄骨造、CB:コンクリートブロック



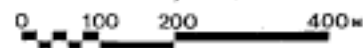
図 3-2-1 事業計画図

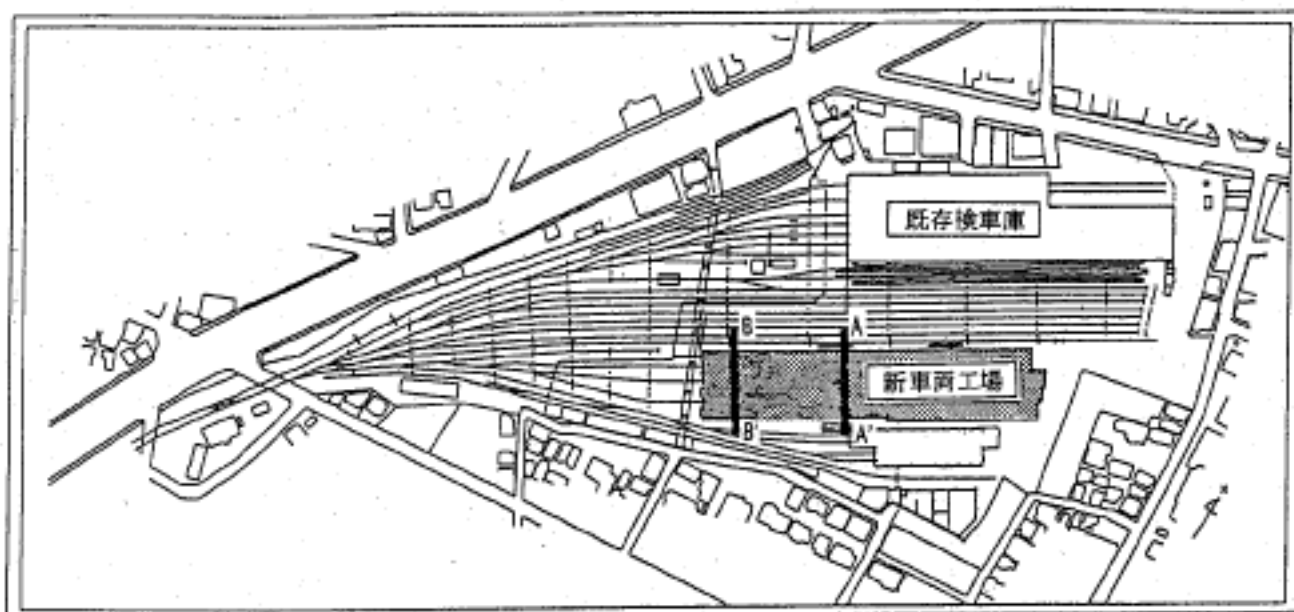
凡 例

-  敷地境界
-  対象建物
-  関係道路（一般国道1号線）
-  関係道路（補助29号線）

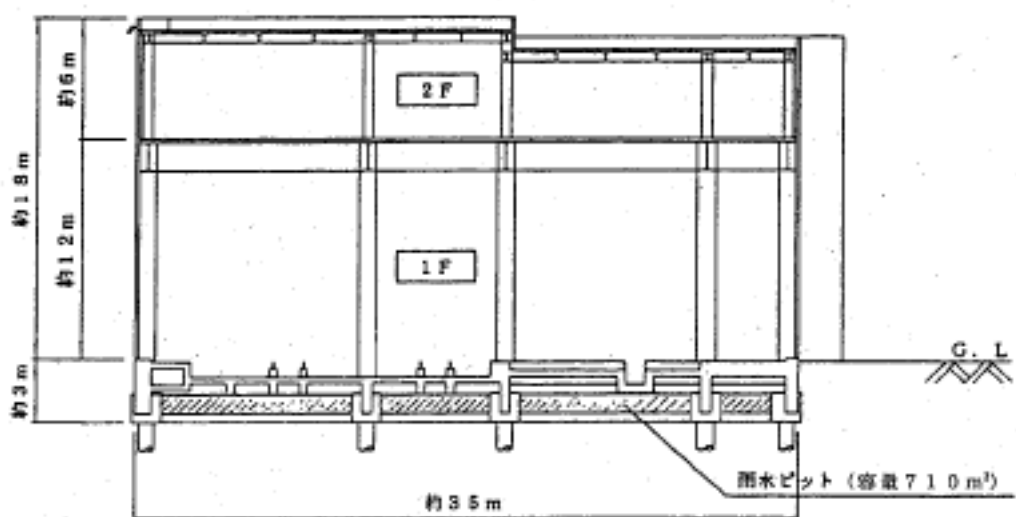


1:10,000





A - A' 断面



B - B' 断面

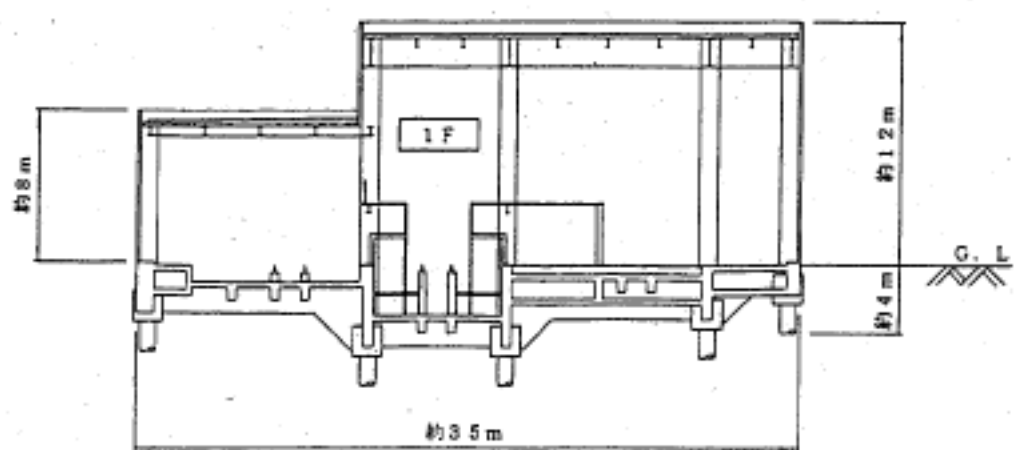


図 3-2-2 事業計画図 (断面図)

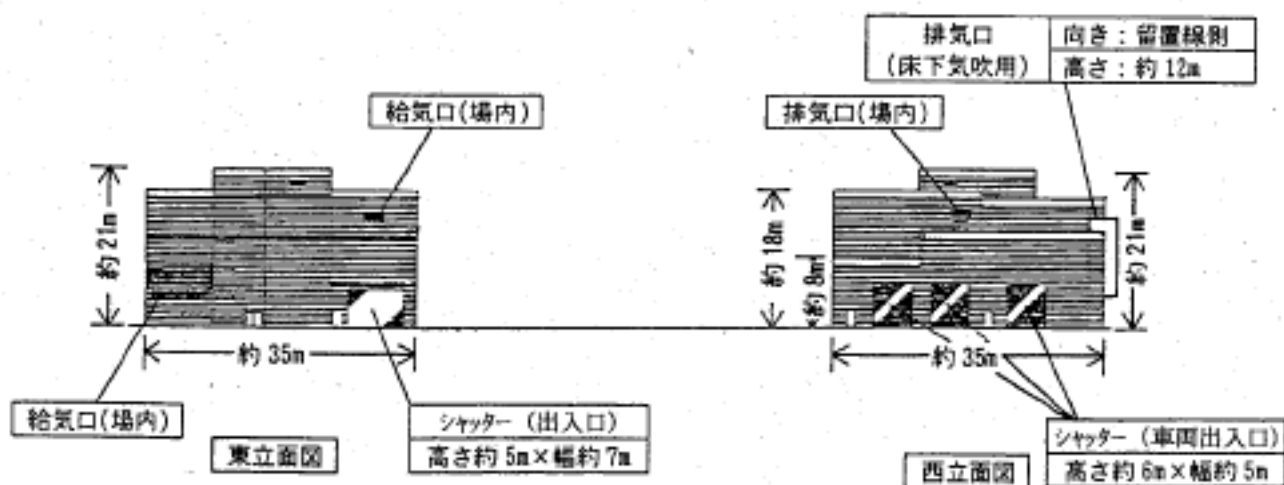
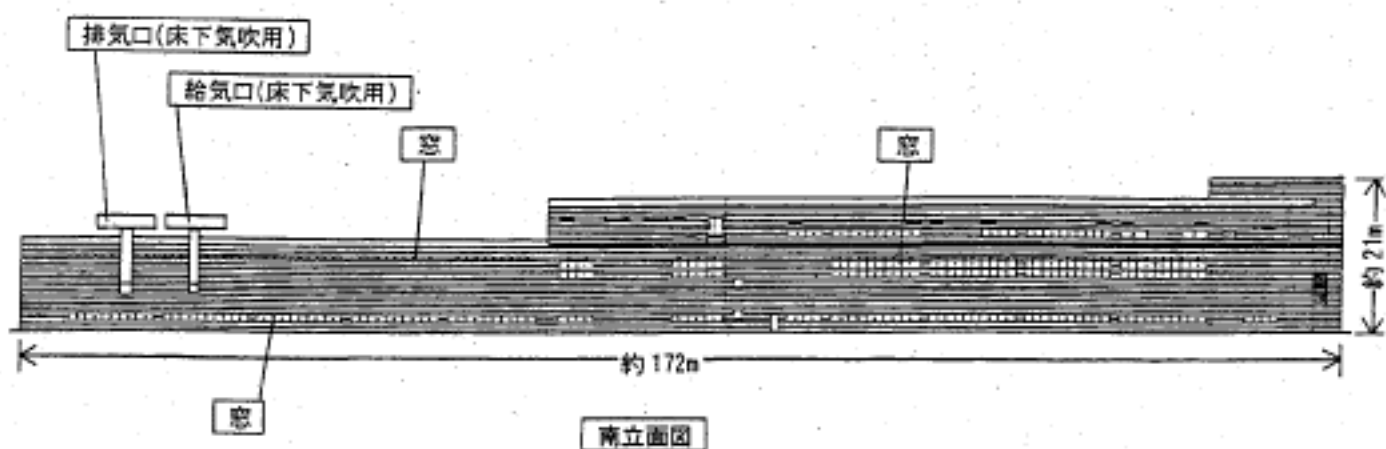
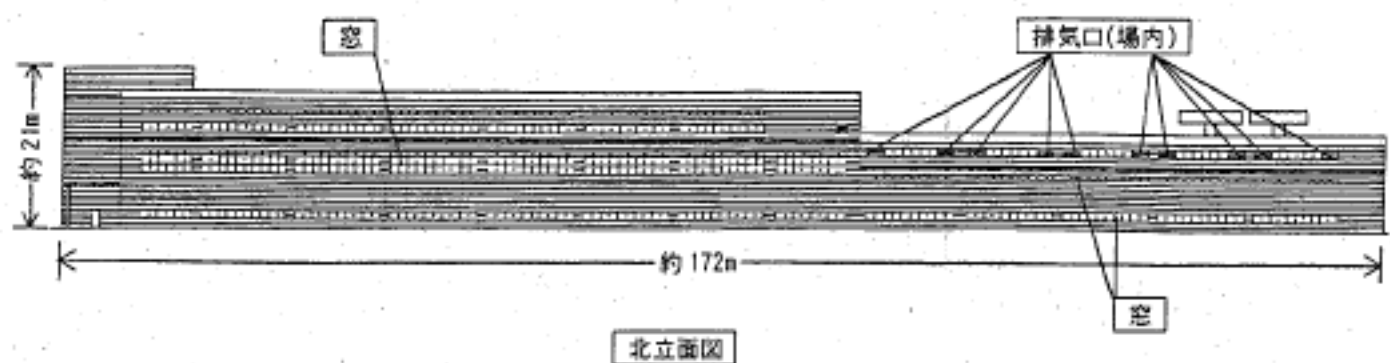


図 3-2-3 事業計画図 (立面図)

3-3 施工計画及び供用の計画

3-3-1 施工計画

工事工程

本事業に係る全体工事工程は、表 3-3-1 に示すとおりである。

工事は既存総合庁舎の解体工事から行い、工事開始後 11 ヶ月目から新車両工場（杭工事）の建設に着手する。

工事の着工は平成 13 年 8 月、全工事期間は 31 ヶ月の計画である。

表 3-3-1 全体工事工程

工事内容	平成13年度			平成14年度												平成15年度																
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
解体工事	8ヶ月																															
倉庫等の建設工事	5ヶ月						1ヶ月																1ヶ月									
準備工事								3ヶ月																								
仮設工事									0.5ヶ月																							
杭工事										2ヶ月																						
山留工事										1.5ヶ月																						
掘削工事											3ヶ月																					
基礎躯体工事												3ヶ月																				
地上躯体工事													3ヶ月																			
外部仕上工事																				5ヶ月												
内部仕上工事																					6ヶ月											
軌道工事					5ヶ月																3ヶ月											
工場機械設備																					25ヶ月											
外溝工事																															5ヶ月	
月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32

3-3-2 供用の計画

(1) 新車両工場の作業

新車両工場では、一編成（8両）を10日間の工程で検査を行う。検査の主要項目は表3-3-2に示すとおりである。

表 3-3-2 検査の主要項目

項 目	内 容
検査対象車両	都営浅草線 28編成(224両) 都営大江戸線 53編成(424両)
検査内容	・重要部検査 車体と台車を切り離し、主要部を分解検査 ・全般検査 車体と台車を切り離し、全般的に分解検査 ・台車等は外注検査とする。
検査方式	編成検査方式
検査能力	10日/編成(8両)
作業人数	約80人(作業員約60人、技術職員・事務職員約20人)
工場の作業時間	8:30~17:30
年間実働日数	約250日(土日は休み)

(2) 既存検車庫の作業

既存検車庫では車体と台車を切り離さず、目視検査、聴音検査、動作検査などを行う。

表 3-3-3 検車庫の作業

項 目	内 容
検査対象車両	都営浅草線 28編成(224両)
列車検査	3日に一回、ブレーキ装置、標識灯、その他車両の主要部分の状態や機能について検査する。
月 検 査	3ヶ月に一回、ブレーキ装置、主電動機、制御装置、補助電源装置等車両の主要部分の状態についての検査をする。
弱電検査	自動列車停止装置、列車無線装置、各種表示装置、その他の弱電機器類の検査をする。
車輪転削	傷や変形のある車輪を旋盤で調整する。
レール圧接	定尺レール(25m)を必要な長さに延長するために溶接し、グラインダーで溶接箇所を整形する。

4. 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案については、都民からの意見書の提出はなく、関係区長として大田区長から意見が1件提出された。

また、公述の申出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

評価書案について提出された意見等の件数の内訳は、表4-1に示すとおりである。

主な意見とそれらについての事業者の見解の概要は、表4-2に示すとおりである。

表4-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数(件)
都民からの意見書	-
公聴会での公述	-
関係区長からの意見	1
合計	1

表 4-2 主な意見と事業者の見解の概要

主な意見の概要	見解の概要
<p>(騒音・振動)</p> <p>工場建設地は、準工業地域及び敷地南側は第一種中高層住居専用地域に指定されており、東京都公害防止条例における規制基準の遵守に努められたい。また、50m以内に小学校が立地している区域については、その区域の基準値から 5dB 減じた値が規制基準となるため、その遵守に努められたい。</p> <p>また、振動の規制基準についても騒音と同様に、各地域における基準値を遵守されたい。また、50m以内に学校が立地する区域については、5dB 減じた値が基準値となり、その遵守に努められたい。</p> <p>これら法令に基づく基準の遵守はもとより、工事が長期化することから、低公害型建設機械や工法の採用等、可能な限り騒音・振動の低減化を図り、良好な環境保持に努められたい。</p> <p>計画地の地層は、評価書案の資料編から判断すると、沖積層の腐植土が厚く堆積しており、振動苦情の発生しやすい地層であることから、工場機械や入出場車両の防振対策等、十分配慮されたい。</p>	<p>工事の施行中においては、低公害型建設機械や工法を積極的に採用いたします。また、各工程を一ヶ所に集中させないよう作業工程を配慮し、騒音・振動の低減に努めてまいります。</p> <p>工事の施行中における車両基地内の工事用車両の走行ルートについては、振動の原因となる舗装面の段差が生じないように整備、点検いたします。さらに、工事の施行中及び工事の完了後において運搬車両が基地内を走行する際は、15km/h 以下（重量車両は 5km/h 以下）とし、騒音・振動の低減に努めてまいります。</p> <p>工事の完了後において、小学校周辺 50m に位置する工場東側の敷地境界での工場の稼働に伴う騒音は、最大 48dB(A) と予測しており、「東京都公害防止条例」の工場に係る規制基準値を 5dB(A) 減じた規制基準値 55dB(A) を下回るようにいたします。</p> <p>工事の完了後における工場の稼働に関する振動につきましては、工場機械に防振装置を設置する計画であり、また工場の基礎に関しても十分強固な施工を行うことから、周辺環境に与える影響はないと考えております。</p>
<p>(電波障害)</p> <p>工事施工中及び工事完了後において、本事業による電波障害が明らかになった場合には、速やかに改善対策を講じる等、誠意をもって対応されたい。</p>	<p>新車両工場及び新総合庁舎の存在によりテレビ電波障害の発生が予測される地域についてはケーブルテレビによる対策を実施しております。</p> <p>また、工事の施行中のクレーンについては、未使用時にはブームを電波到来方向に向ける等して、障害が発生しないように配慮いたします。</p> <p>予測された地域以外においても本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、「テレビ電波障害対策処理要領」（平成 8 年 9 月 東京都財務局）に基づき対策を実施いたします。</p>
<p>(景観)</p> <p>「大田区の都市計画づくり」の基本方針として、緑を生かした景観づくりがうたわれており、工場建設にあたっては、敷地周辺部の緑化を進めるとともに、屋上緑化や壁面緑化等も検討し、周辺地域の景観向上となるよう配慮されたい。</p>	<p>周辺地域の景観向上に配慮し、可能な限り車両基地の緑化に努めてまいります。</p> <p>具体的には、車両基地東側に緑地帯及び一部緑化型擁壁を設置します。また、一部駐車場の床面を緑化します。さらに、車両基地南側で現在建設中である資材倉庫において、屋上緑化を行います。</p>